

日本学生支援機構 給付奨学金【学部】 「学修意欲調査」および「適格認定」

重要！

給付奨学生は、毎年一回、適格認定（学業）を受ける必要があります。適格認定では奨学生の学業成績と学修意欲について審査し、日本学生支援機構が定める基準に達していない場合は、処分の対象となります（廃止・停止・警告）。また、適格認定は満期給付終了予定者（4年生等）も対象となります。下記のとおり、期限までにインターネット入力を行ってください。

■対象者

学種状態等	学修意欲調査
多子世帯	必要
振込中・保留中	必要
家計判定により停止中（支援区分外）	必要
併給不可の民間奨学金受給等により停止中	必要
採用（初回振込）が2025年11月以降	必要
2025年度で満期支給終了予定（4年生等）	必要
休学等により休止中	※1

※1 春学期・秋学期とも休学した場合は不要

■入力期間

2025年12月1日(月) ～ **2026年1月16日(金)**

【注意】上記期限までに提出をしないと、奨学金の振込みが止まります。

■入力方法

下記のダウンロードリンクから説明資料を閲覧後、入力フォームリンクから学修意欲調査を提出してください。



■結果通知

「廃止（返還が必要）」、「廃止」、「停止」、「警告」に該当した方には、2026年4月～5月頃に日本学生支援機構からの処置内容に係る文書の交付と処置内容等に係る説明があります。

2025年12月1日
学生支援課 経済支援係

掲示期限：2026年9月末

学生支援課ウェブサイト ⇒⇒⇒⇒⇒

<http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/expense/>
横浜国立大学ウェブサイト > 教育・学生生活 > 学生支援課ウェブサイト

